

# 災害時の高齢者、障がい者等の支援 ～避難生活の課題を中心に～

内閣府 「被災者支援のあり方検討会」

2022年6月1日（水）

鍵屋 一

- 1.脆弱化した地域社会**
- 2.近年の災害における高齢者、障がい者等の被害と法制度改正**
- 3.在宅等での関連死の増大と現行の避難所重視の法制度との乖離**
- 4.福祉避難所の現状と物資、マニュアル整備**

# 災害被害の方程式

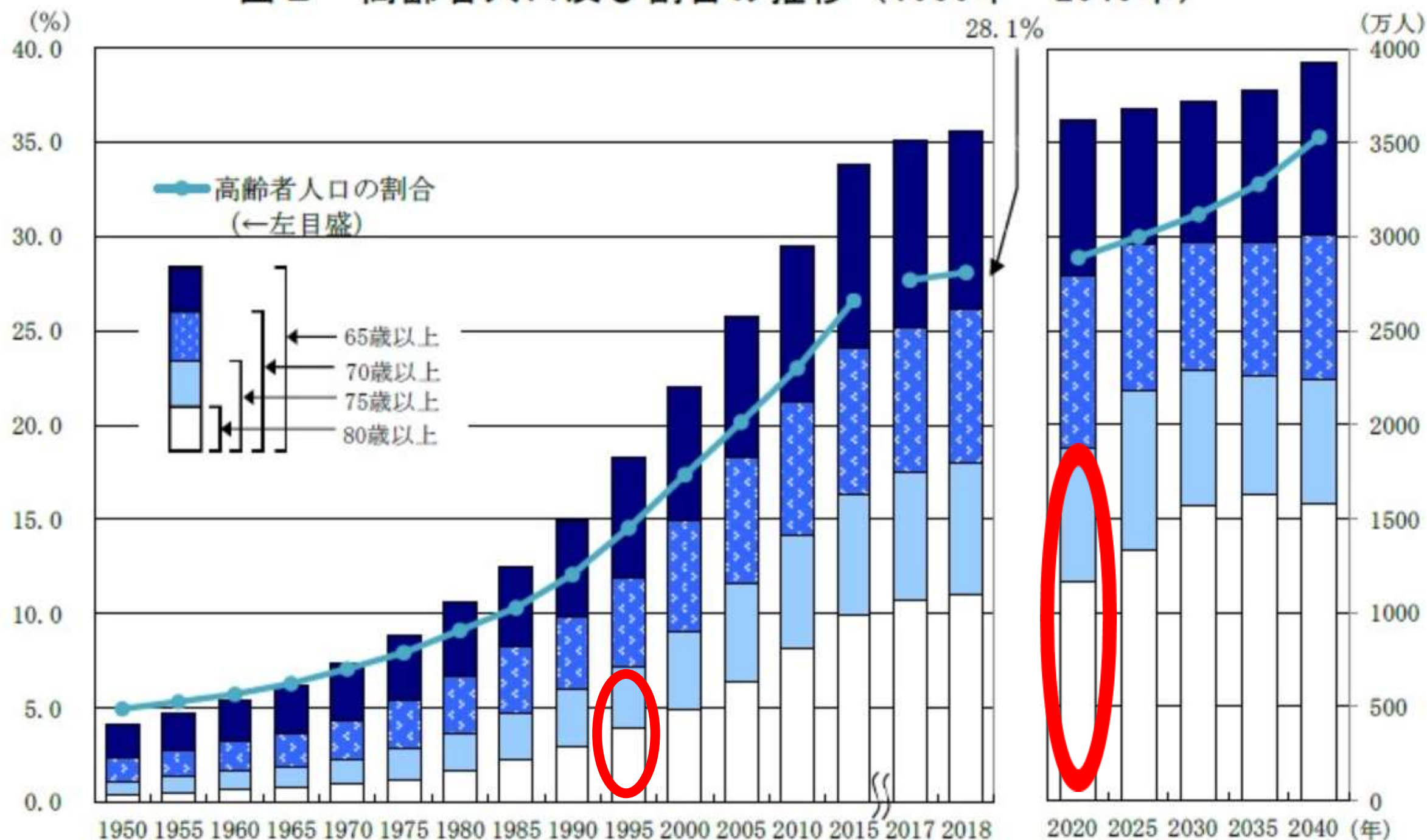
自然の外力×人口(暴露量)

**×社会の脆弱性**

# 進み続ける高齢化（出典：統計局HP）

## 75歳以上は25年で2.6倍！

図2 高齢者人口及び割合の推移（1950年～2040年）



資料：1950年～2015年は「国勢調査」、2017年及び2018年は「人口推計」

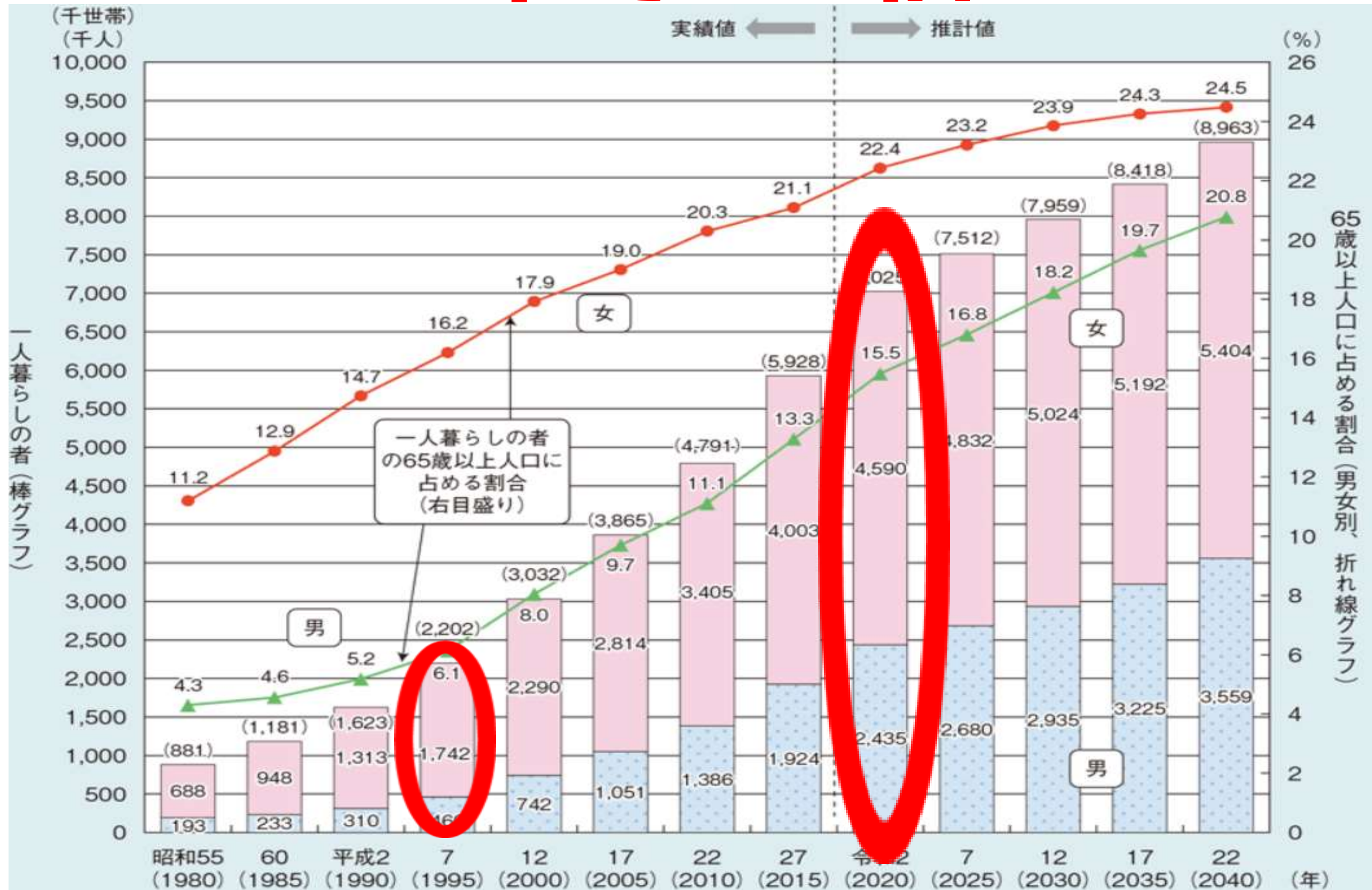
2020年以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生（中位）死亡（中位）推計



# 激増する高齢単身世帯！

出典：令和元年高齢者白書

## 25年で3.2倍！



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」による人数、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2018（平成30）年推計」による世帯数

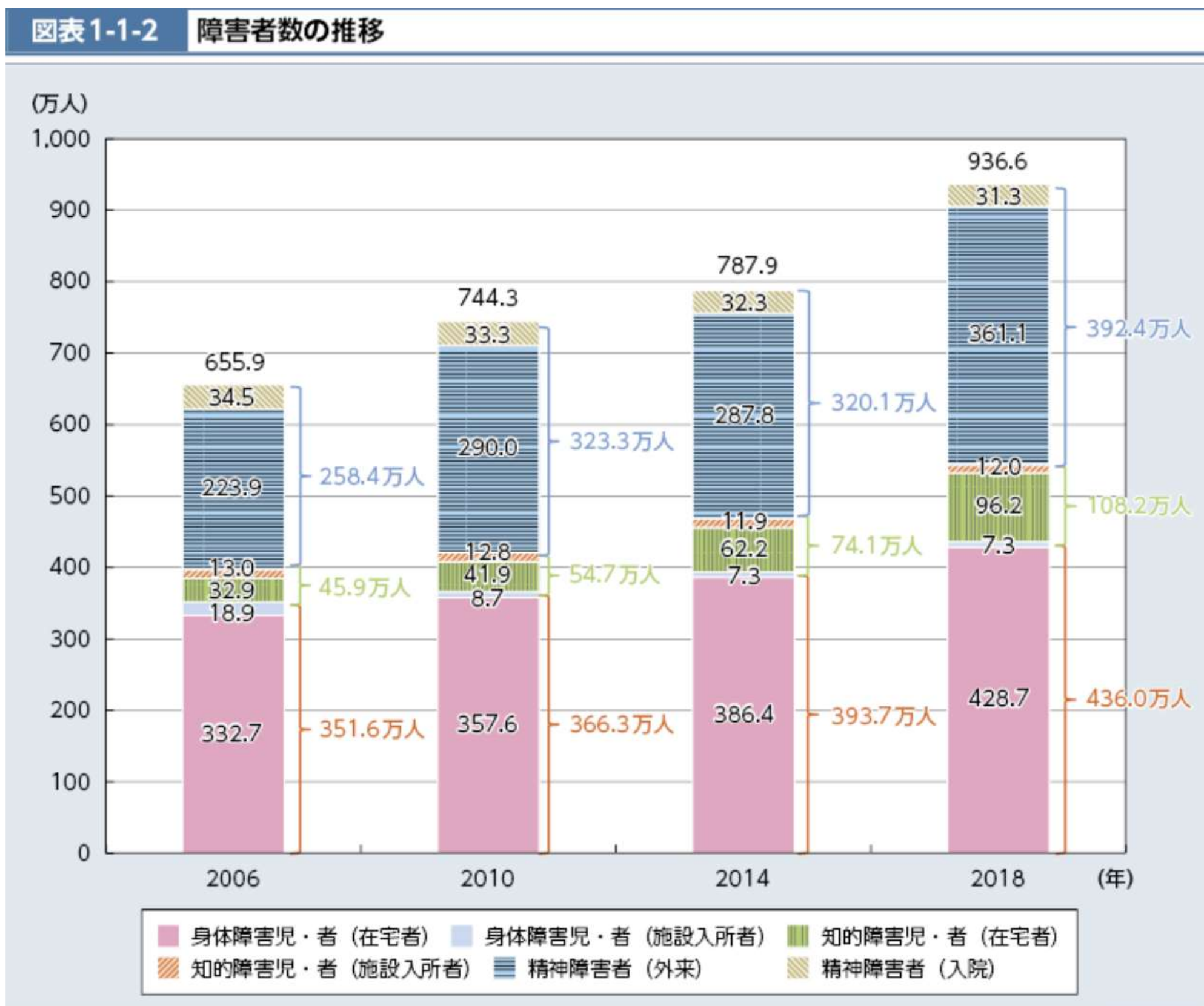
(注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

(注2) 棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計

(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

# 障がい者は25年で約62.5%増

(下図は12年で43%増) 出典：厚生労働省HP



# 特定医療費（指定難病） 受給者証所持者数の変化

**25年間で3.24倍！**

**1995年3月 291,856人**

**2020年3月 946,110人**

出典：難病情報センターHP

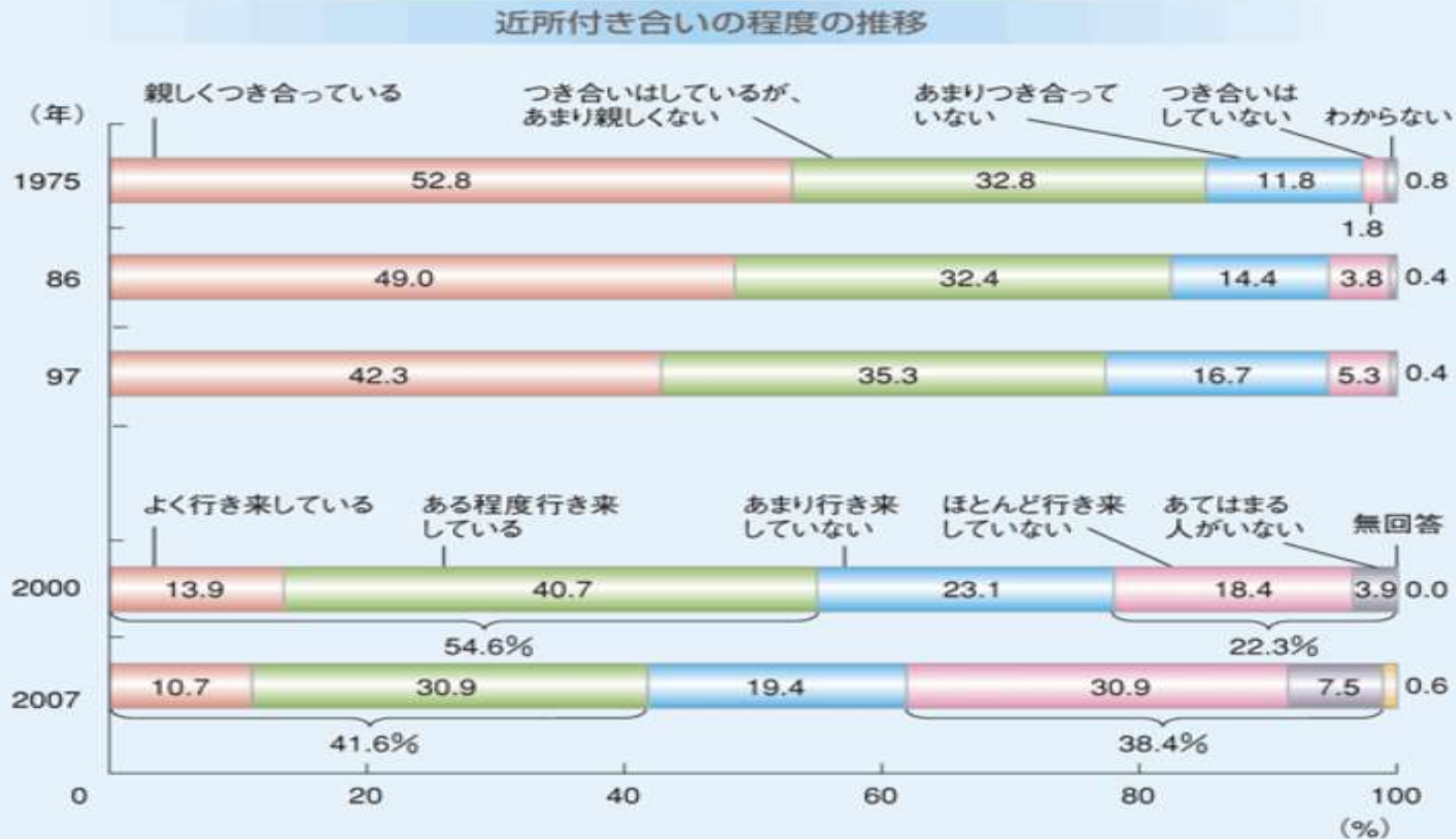


# 近所づきあいは減っている！

出典：平成19年版国民生活白書

第2-1-19図

近隣関係は希薄になっている



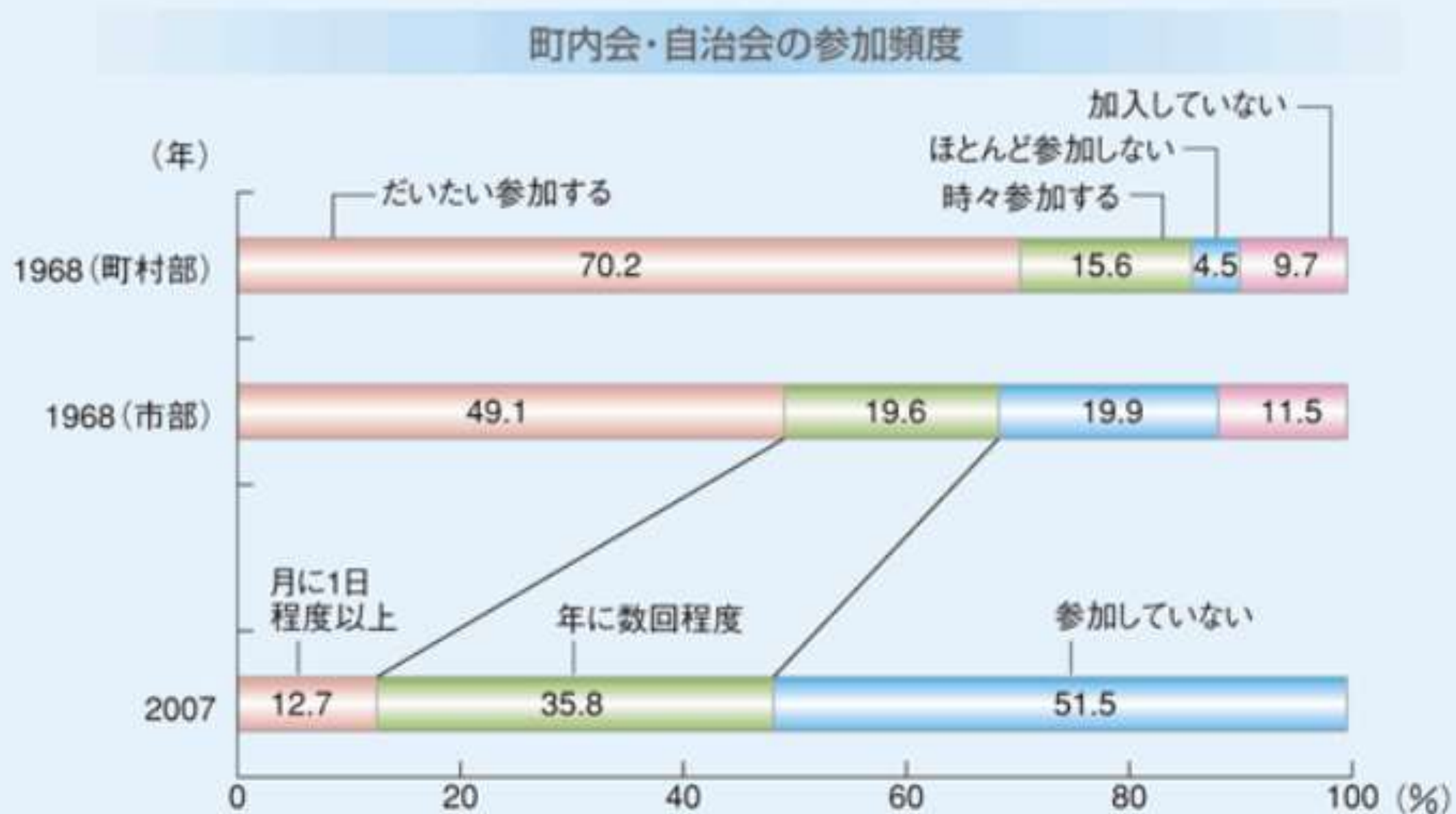


# 町内会自治会活動への参加も低下！

出典：平成19年版国民生活白書

第2-1-22図

町内会・自治会への参加頻度は少なくなっている



# 減り続ける消防団員数！

出典：総務省消防庁HP

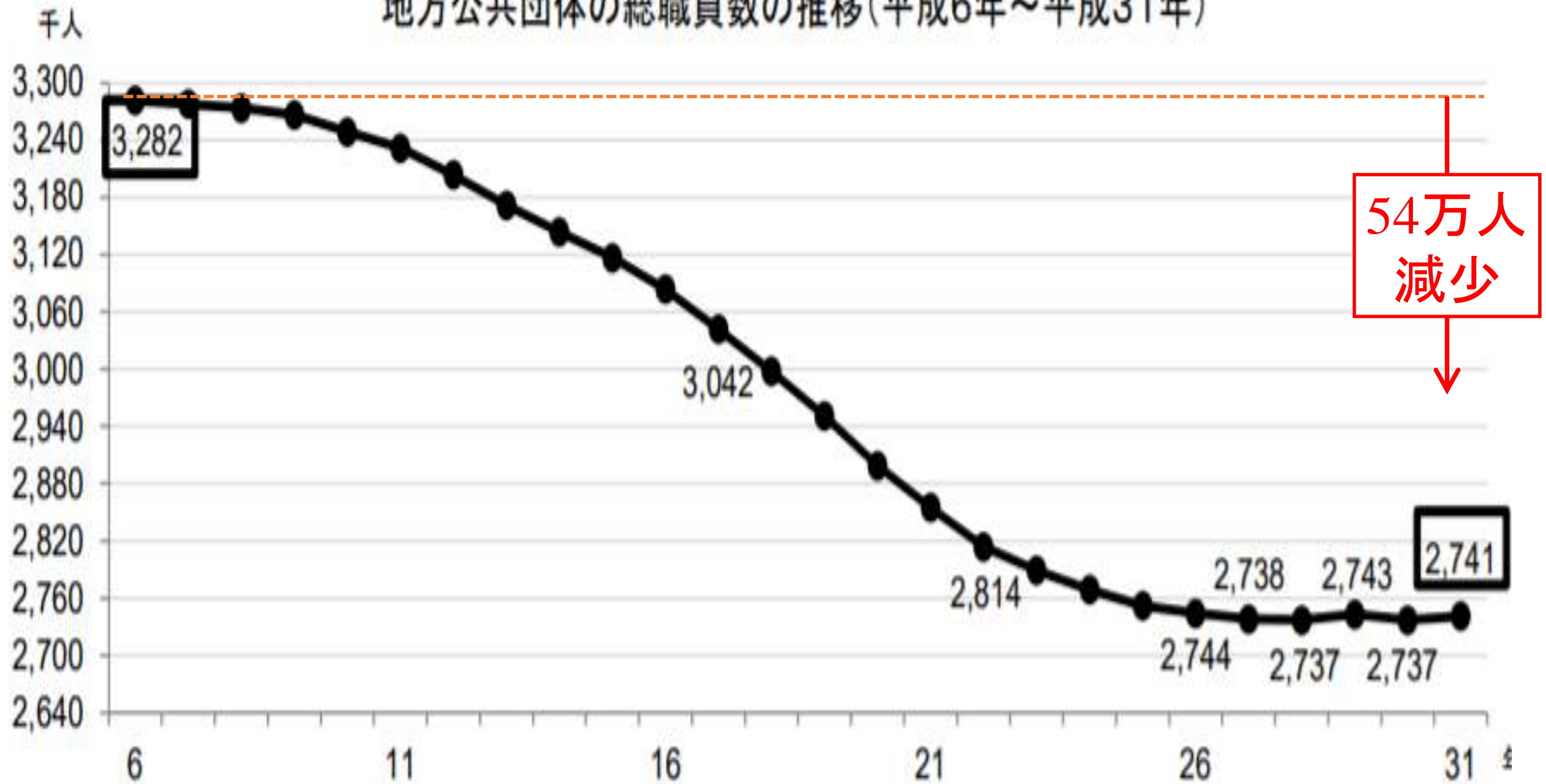


# 公助にも限界が...

## 自治体職員は25年で16.5%減！

出典：総務省HP

地方公共団体の総職員数の推移(平成6年～平成31年)



# 東日本大震災 死者の教訓

○高齢者が約6割、障がい者死亡率は2倍

⇒災害は弱い者いじめ！個別避難計画・地区防災計画で近所や福祉とつながる！

○自治体職員288名(地方公務員災害補償基金2019年2月)、  
消防団員254名(H24.12.消防庁) 民生委員56名。  
高齢福祉施設職員173名(厚労省保健局:H24年6月)

⇒個別避難計画・地区防災計画・福祉BCPで  
支援者の危機管理能力向上！

○震災関連死3,784名  
・約9割が66歳以上、移動や避難所で衰弱

⇒福祉施設BCP、福祉避難所が必要！



# 誰が逃げろと伝えたか？

- 第1位 101人 家族・同居者
- 第2位 97人 近所、友人
- 第3位 74人 福祉関係者
- 第4位 30人 警察・消防(団を含む)

内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」(東日本大震災時、315人、複数回答あり)2013年

# 誰が逃げるのを支援したか？

- ・第1位 85人 家族・同居者
- ・第2位 60人 近所、友人
- ・第3位 53人 福祉関係者
- ・第4位 11人 消防・消防団

内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」(東日本大震災時、179人、複数回答あり)2013年

⇒近所・友人と福祉関係者の支援力が強い！

# 近年の豪雨災害における高齢者等の被害

## ●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合→**約70%**(131人/199人)  
(うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合→**約80%**(45人/51人))

## ●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合→**約65%**(55人/84人)

## ●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合→**約79%**(63人/80人)

(うち熊本県**約85%**(55人/65人))

(**高齢者の死者数/全体死者数**)

出典:「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」2020年12月24日

# 2021年は福祉防災元年！

- 「避難準備・高齢者等避難情報」  
⇒「高齢者等避難」
- 個別避難計画作成を市区町村  
の努力義務化
- 介護福祉事業所、障害福祉  
サービス事業所に3年以内に  
BCP作成を義務付け
- 福祉避難所ガイドライン改定
- 浸水被害の危険がある地区の開発規  
制等の流域治水関連法



# 災害時の避難関連計画 (鍵屋作成)

凡例：青字は2020年度までに義務付け

( )は任意の計画

	施設入所者	在宅		
	福祉施設、グループホーム入所者	<b>避難行動要支援者 (福祉有り)</b>	避難行動要支援者 (福祉無し)	その他
避難呼びかけ 避難確認 避難誘導 同行避難	非常災害対策計画、避難確保計画	(地区防災計画) (個別計画)	(地区防災計画) (個別計画)	(地区防災計画)
<b>災害発生！</b>				
安否確認 避難生活支援		(福祉避難所)	(福祉避難所)	
復旧復興				

# 災害時の避難関連計画 (鍵屋作成)

凡例：赤字は2021年度から義務付け  
青字は2020年度までに義務付け、()は任意

	施設入所者	在宅		
	福祉施設、グループホーム入所者	避難行動要支援者 (福祉有り)	避難行動要支援者 (福祉無し)	その他
避難呼びかけ 避難確認 避難誘導 同行避難	非常災害対策計画、避難確保計画 福祉BCP	(地区防災計画) 福祉BCP 個別避難計画	(地区防災計画) 個別避難計画	(地区防災計画)
<b>災害発生!</b>				
安否確認 避難生活支援	福祉BCP	(福祉避難所) 福祉BCP	(福祉避難所)	
復旧復興	福祉BCP			

# 災害関連死の状況

出典：NHK他2022年4月

災害発生日時	災害名	直接死者数	関連死者数	行方不明	合計	関連死割合
1995年1月17日	阪神・淡路大震災（兵庫県内）	5,483	921	3	6,407	14.3%
2004年10月23日	新潟県中越地震	16	52	0	68	76.5%
2011年3月11日	東日本大震災	15,900	3,784	2,523	22,207	17.0%
2016年4月14日	熊本地震	50	226	0	276	81.9%
2018年7月6日～	西日本豪雨災害	222	81	8	311	26.0%
2019年10月12日～	東日本台風災害	84	29	3	116	25.0%



2016年4月14日、16日熊本地震 最大震度 7

益城町建物被害 全半壊6,259棟、一部損壊4,325棟、無被害156棟

**死者:276名 (災害関連死:226名)**(熊本県.2022.4.13)

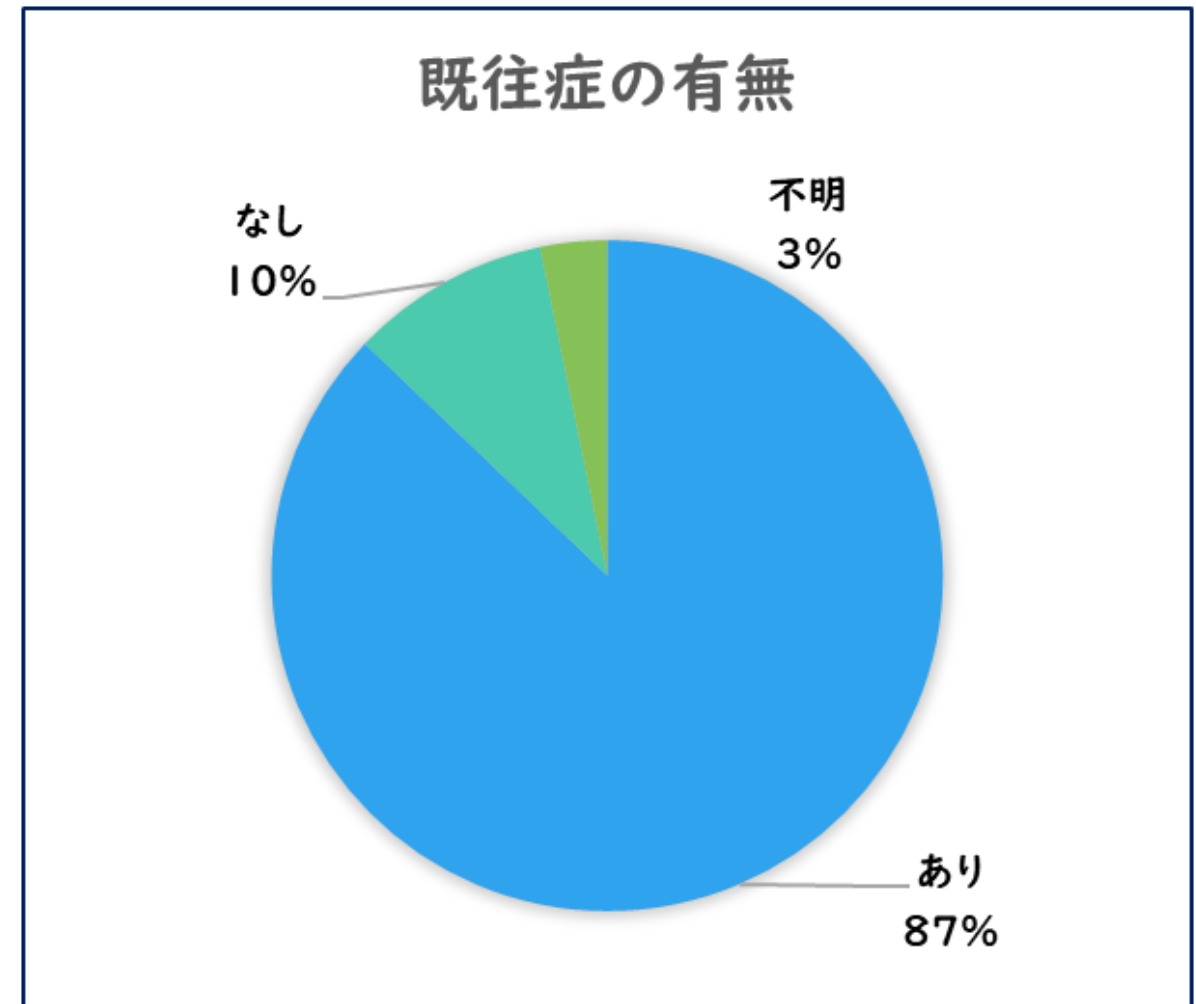
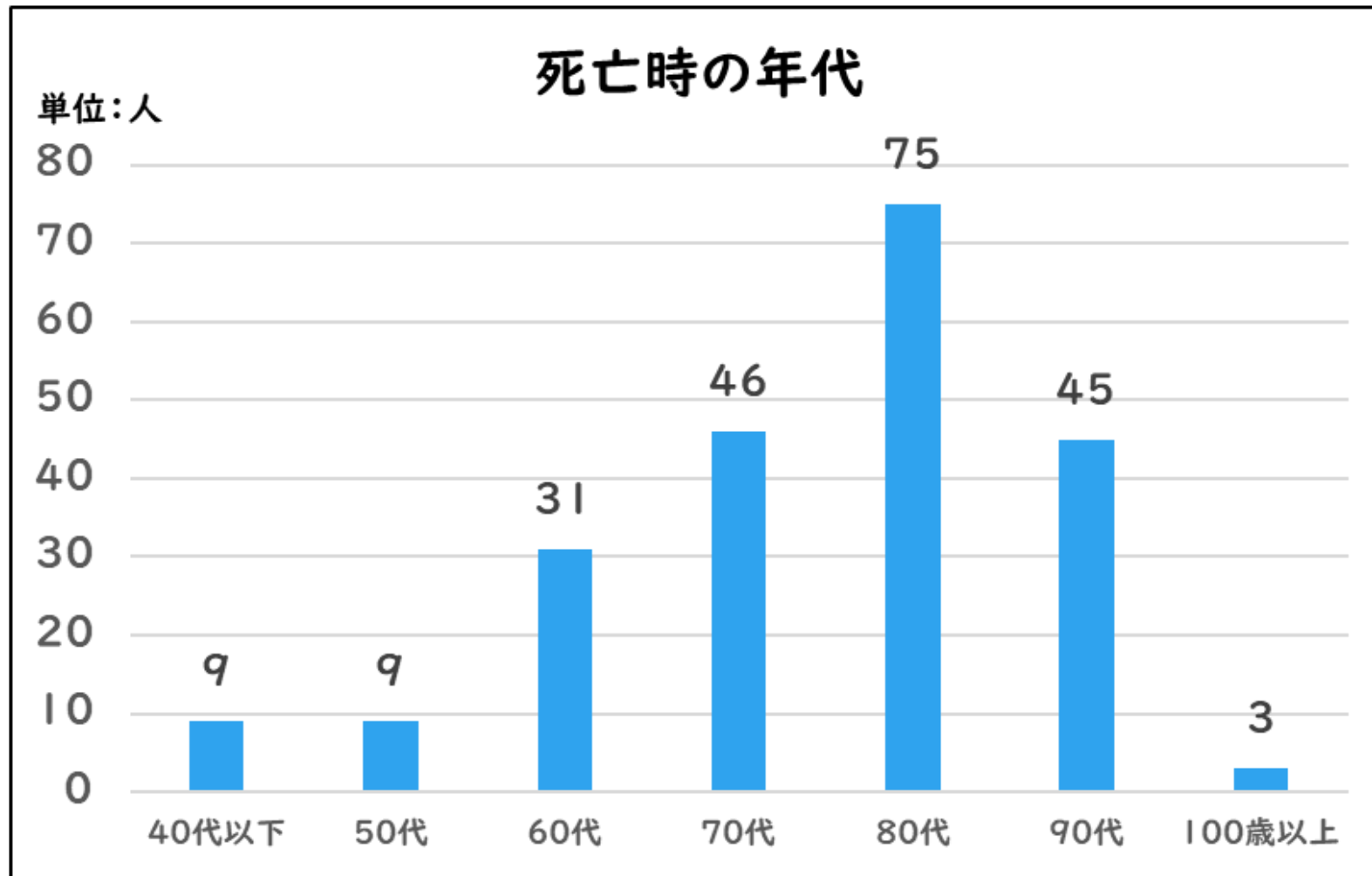
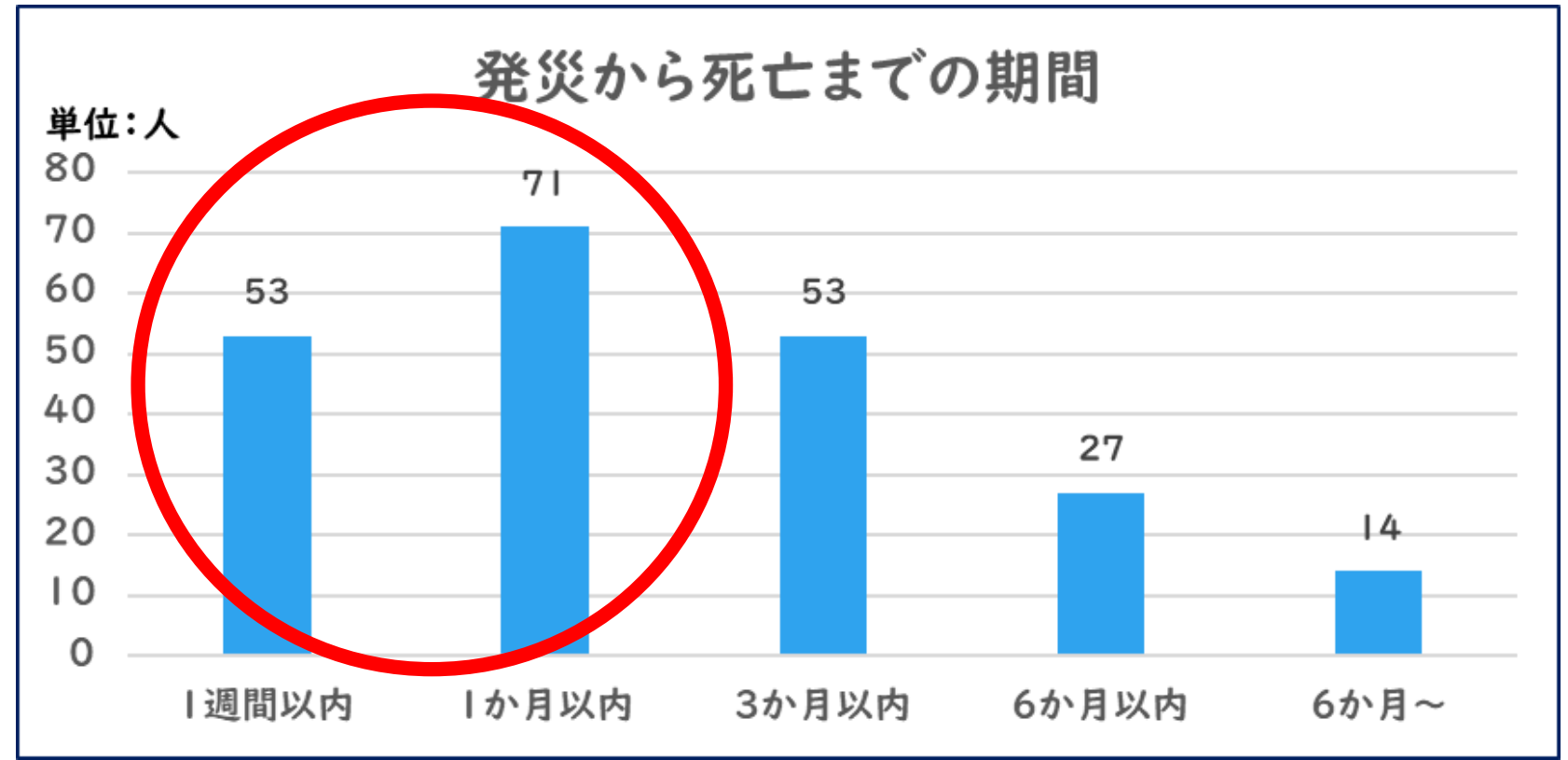
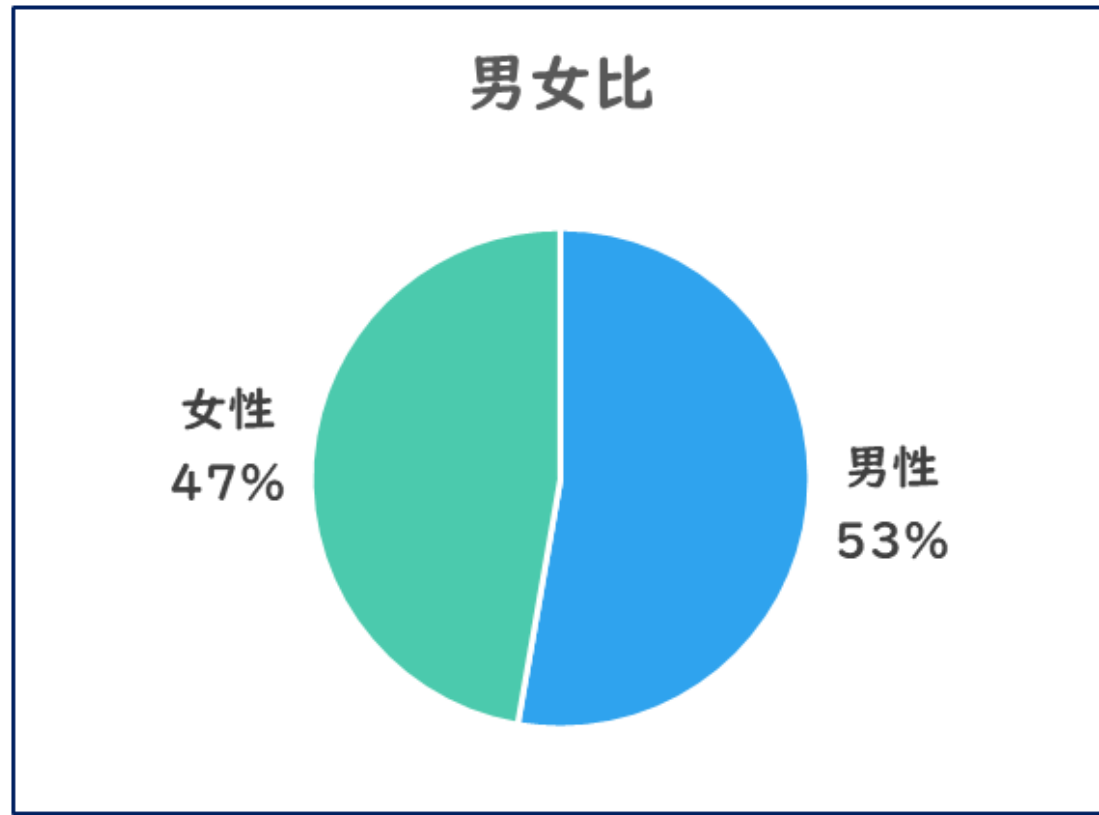
最大避難者:183,882名





# 熊本地震での震災関連死内訳 令和3年3月末時点218件(更新)

出典:熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取り組みに関する検証報告書、R3.4.9報道発表



# 熊本地震震災関連死 死亡時の生活環境区分

内訳令和3年3月末時点218件(更新) 出典:熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取り組みに関する検証報告書、R3.4.9報道発表

生活環境	人数	割合
発災時にいた場所及びその周辺	12	5.5%
避難所等への移動中	0	0.0%
避難所滞在中	10	4.6%
仮設住宅滞在中	1	0.5%
民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	0	0.0%
親戚や知人の家に滞在中	8	3.7%
<b>発災前と同じ居場所に滞在中の場合【自宅等】</b>	<b>81</b>	<b>37.2%</b>
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【病院】	27	12.4%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【介護施設】	17	7.8%
<b>入院又は入所後1か月以上経過し亡くなった場合【病院】</b>	<b>58</b>	<b>26.6%</b>
入院又は入所後1か月以上経過しなくなった場合【介護施設等】	3	1.4%
その他・不明	1	0.5%
合計	218	

# 高齢社会の災害

- 直接死

建物や家具の下敷き、津波、洪水、土砂災害、火災からの逃げ遅れ…

- 災害関連死

災害後の避難生活の困難さで、  
体調が急激に悪化

⇒ 最重要な応急対策は、災害  
関連死を防ぐこと！

# 災害対策基本法

## 第五節 被災者の保護

### 第一款 生活環境の整備

#### (避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、**遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

#### (避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、**やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**



# 防災基本計画 指定避難所等の記述

## 3 指定避難所等

### (1) 指定避難所の開設

○市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するも

○市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

○市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

○市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

○市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

○市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。

○市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

### (2) 指定避難所の運営管理等

○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

○市町村は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

○市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

○市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

○地方公共団体は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

○市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

○市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の

下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

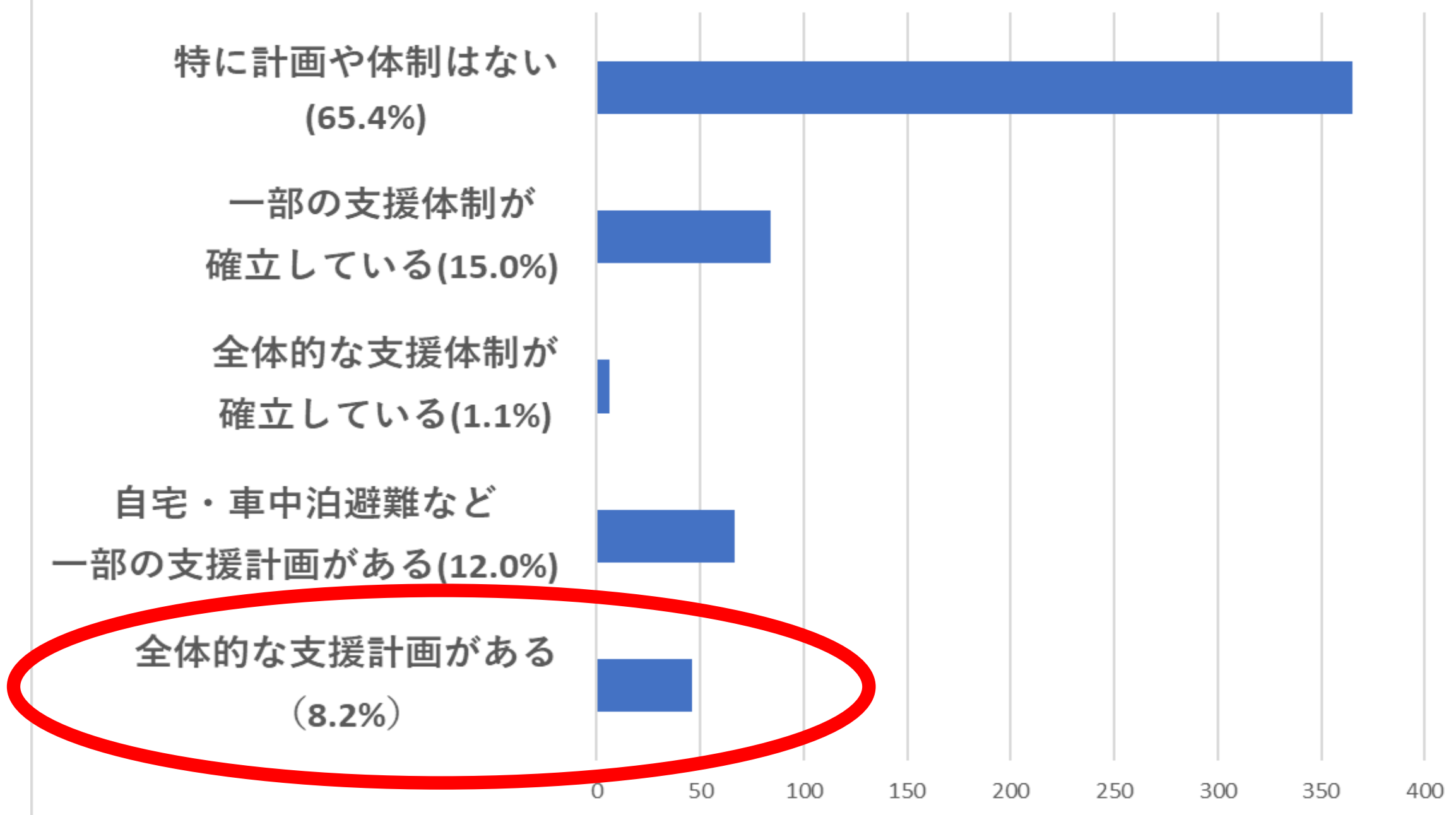
**○市町村(都道府県)は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。**

# 避難所外避難者の支援計画・体制

出典：避難所外避難者の支援体制に関する調査研究  
2022年 3月 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会

## 市区町村の避難所外避難者の支援計画・体制

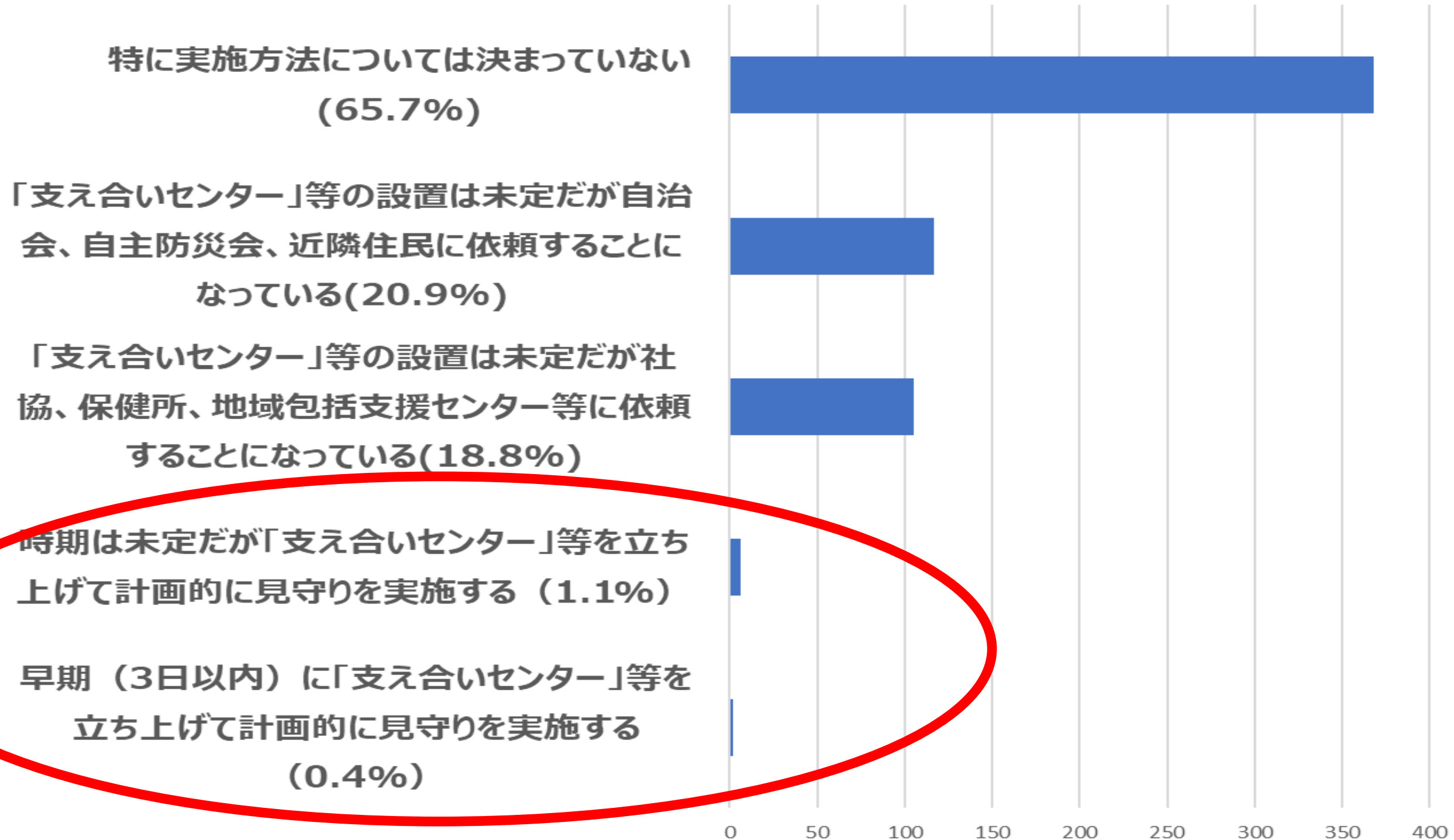
(n=560,複数回答有)



# 避難所外避難要配慮者の見守り

出典：避難所外避難者の支援体制に関する調査研究  
2022年 3月 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会

市区町村の避難所外避難要配慮者の見守り (n=560,複数回答有)





# 横浜市地域防災計画 在宅被災者等への支援

(4) 自宅で被災生活を送る被災者(以下「在宅被災生活者」という。)及び地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難場所(車中泊避難を含む。以下「任意の避難場所」という。)で被災生活を送る**避難者は、災害等に関する情報や物資を、それらの収集、提供、配付等の拠点となる地域防災拠点から得る**ことを基本とし、その対応は次のとおりとする。

ア 地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告する。

イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等と調整を行う。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等へ、その旨を連絡する。

## (2) 在宅の要援護者等への援護

### ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等地域関係者、地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認、状況把握を行う。また、民間福祉事業者からの情報を収集し、要援護者の安否確認及び必要な援護策やサービス提供の支援・調整を行う。

### イ 在宅の要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整する。

## (3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や応急仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定する。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行う。

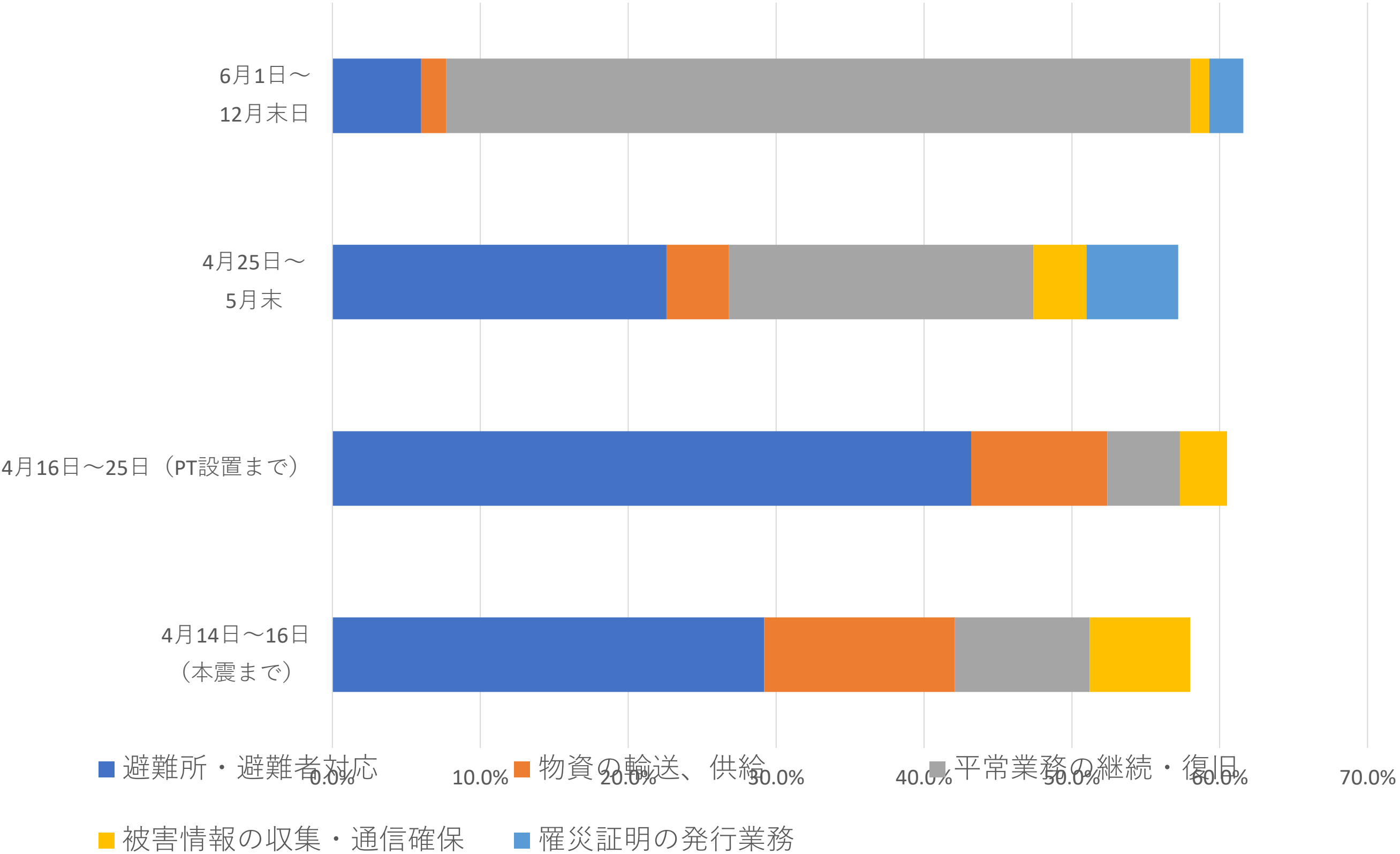
なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長は必要な連絡調整を行う。

## ※参考 防災基本計画の記述

○避難誘導，指定避難所等での生活環境，応急仮設住宅の提供に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。**特に指定避難所等での健康状態の把握**，福祉施設職員等の応援体制の整備，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。

# 益城町職員が対応した災害時業務

出典：益城町による対応の検証報告書(2017.11)から鍵屋作成





# 在宅高齢者等の早急な避難生活支援！

**関連死を防ぐには、在宅の高齢者等の早急な見守り、体調管理、保健・医療・福祉・生活支援が重要**

←市町村職員の絶対数不足

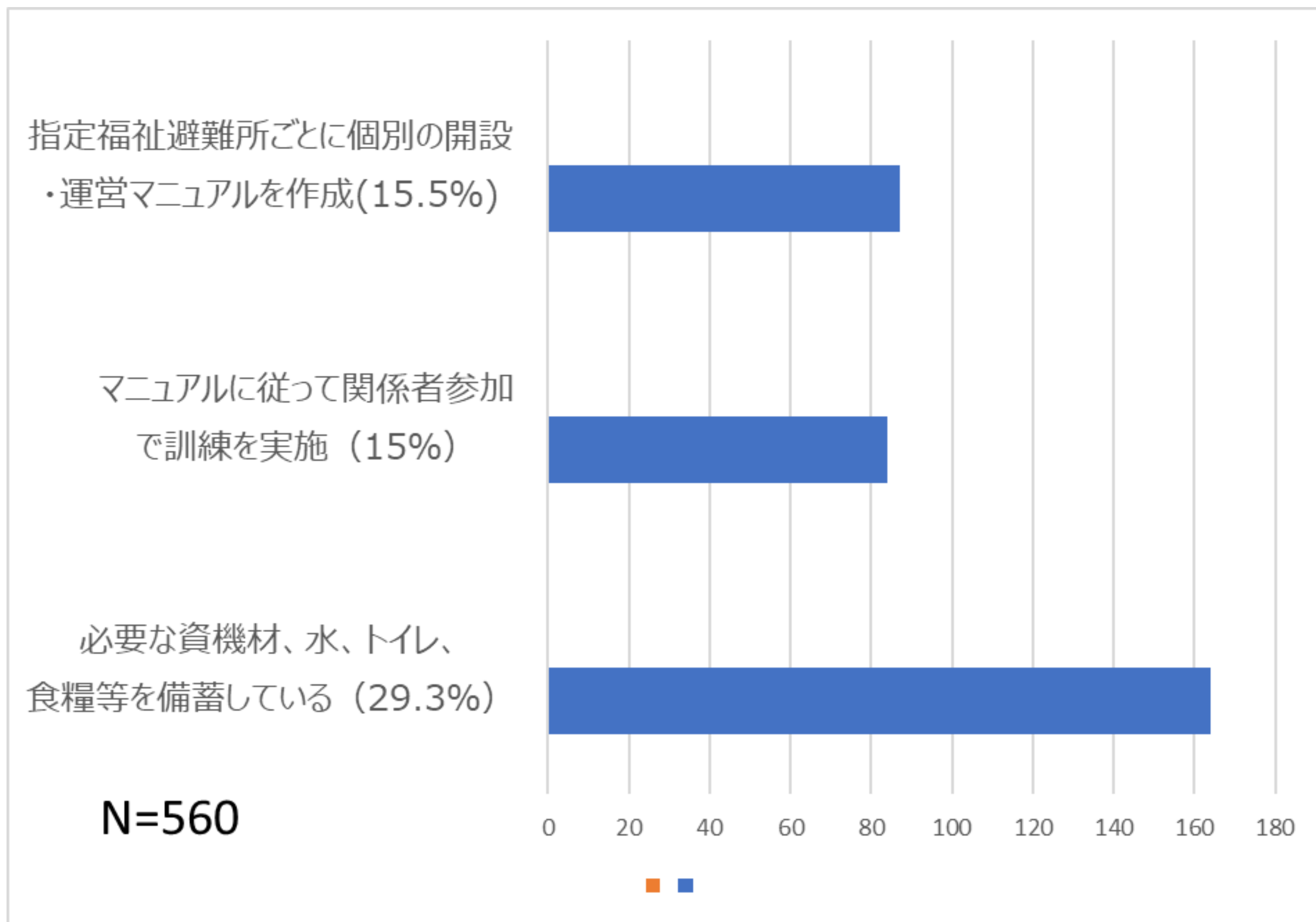
※県の保健医療調整本部（遠い？）

※地域支え合いセンター（遅い？）

⇒官民連携の「被災者支援センター（仮）」を被災地に早期に設置

# 指定福祉避難所のマニュアル・訓練・備蓄状況

出典：「避難所外避難者の支援体制に関する調査研究」  
2022年 3月 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会

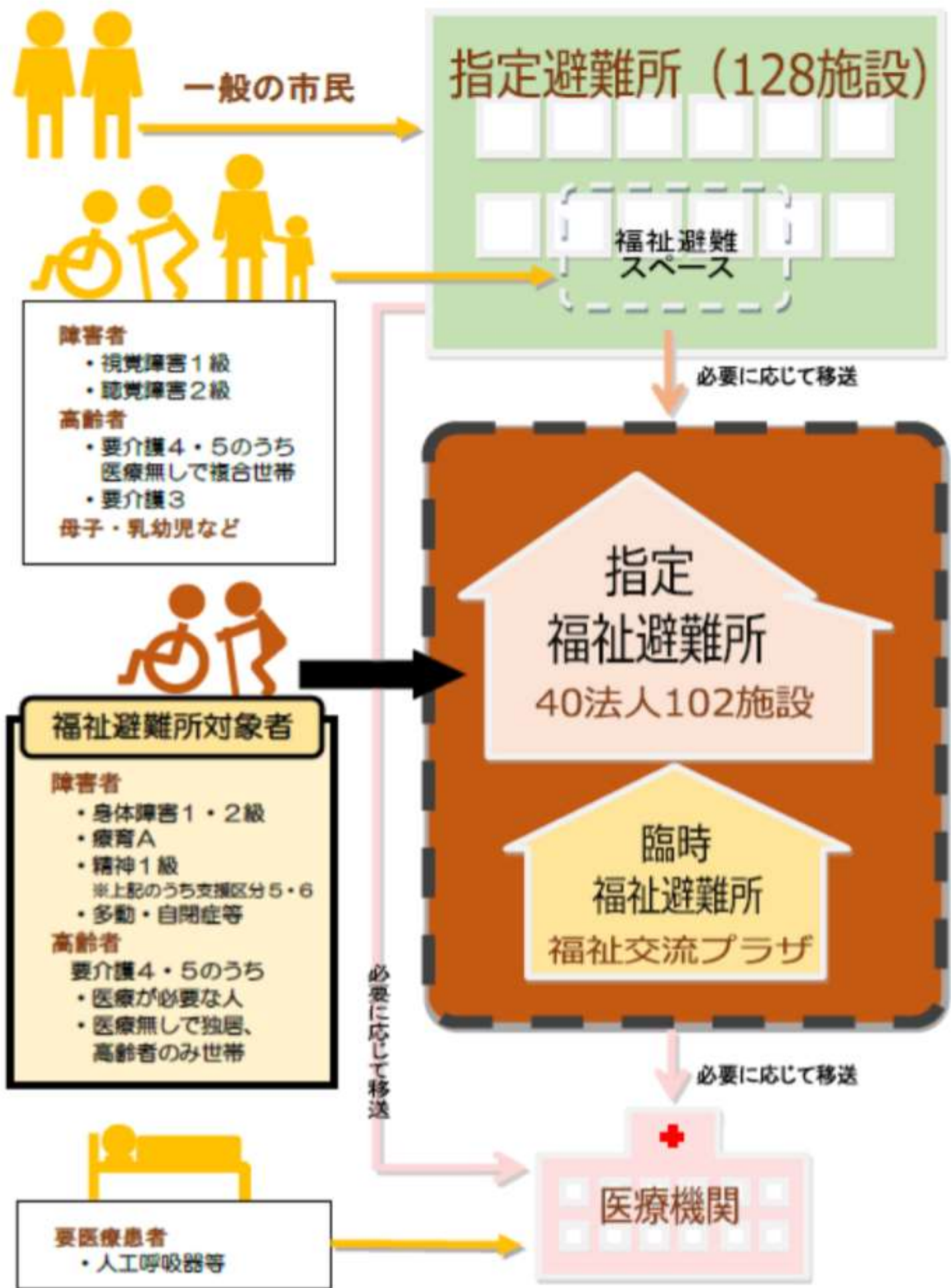


# 新潟県上越市の事例

高齢者等の避難支援に関するサブワーキング  
グループ報告書（2020.12.24）

- あらかじめ市の聞き取り調査を終えて、避難する福祉避難所が指定されている人は、自宅から**直接避難**
- 福祉避難所が指定されていない人は、まずは近くの**指定避難所内**の**福祉避難スペース**を利用

# 《避難のイメージ》





# 福祉避難所には、電気、トイレ、マニュアル・訓練が必要！

## こども福祉避難所開設BOX・運営マニュアル

### 短期間でこども福祉避難所を開設・運営するノウハウが詰まっています

責任者がいなくても避難所の開設・運営をスムーズに行うための「指示書」「コミュニケーションボード」などが含まれています。平常時にはこのマニュアルを使用して訓練と振り返り研修を行います。



- ・こども福祉避難所開設指示書
- ・運営マニュアル（自治体ごとの研修で作成）
- ・キットの使用法説明書・指示書
- ・避難所設営シールセット
- ・ホワイトボードシート
- ・模造紙 ・筆記具 …など

## バリアフリーで移動式トイレ

### 避難所のトイレ問題を改善する自動ラップ式トイレ

仮設トイレの設置を待たずに即稼働できるポータブルトイレ。自動ラップ式なので避難所を清潔に保つことが可能です。



専用蓋開閉器を入れる  
専用蓋開閉器を投入し、蓋を開閉させる。多量の水を溜めきれないために蓋開閉器を使用します。



スイッチのボタンを押す  
排泄後、スイッチのボタンを押してください。自動でラップが巻かれます。消毒液も自動で噴霧されます。



ラップ済み蓋を取り出す  
約90秒後、終了音（ピーポー）が鳴ると切り離し完了です。蓋トレーを引き出し、ラップ済み蓋を取り出してください。



## 外部給電器

### こども福祉避難所で重要となる冷暖房機の稼働、精密機器に適した国内最大パワーの給電器

発災時の避難所でブラックアウトに備えるための給電器。精密機器に適した、交流波形の乱れが少ない「きれいな電気」を供給します。他の地域から電気自動車やPHEVでかけつけ、給電による支援を行うことも可能です。

#### HONDA Power Exporter 9000

##### 主要諸元

定格出力：9.0kVA  
出力電圧：AC100・200V（単相三線式）  
周波数：50、60Hz（切替式）  
電力変換方式：インバーター方式

重量：50.8kg  
全長×全幅×全高：755×387×438mm  
出力端子：100V×6口/200V×1口  
適用規格：電動自動車用充放電システム  
ガイドライン V2L DC版



## 感染症対策を含む防災グッズ

### 感染症対策を含む様々な防災グッズも併せて整備します

設備・物資は各学校の機能性に合わせ、分散して備蓄を行います。

各特別支援学校の在校生だけでなく、卒業した障がい児者も、慣れ親しんだ支援学校が避難所となることで、早めの避難行動の促進も期待できます。



# 企業版ふるさと納税とは？

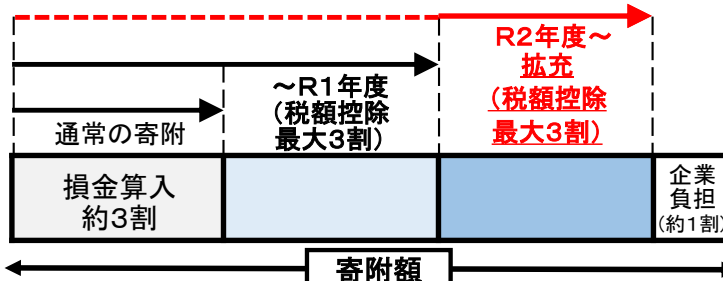
## ⇒ 自治体の地方創生事業に寄付すれば法人税等の9割を税額控除

### 企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄付について法人関係税を税額控除

#### 制度のポイント

- 企業が寄付しやすいよう、
    - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
    - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
  - 寄附企業への経済的な見返りは禁止
  - 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。  
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

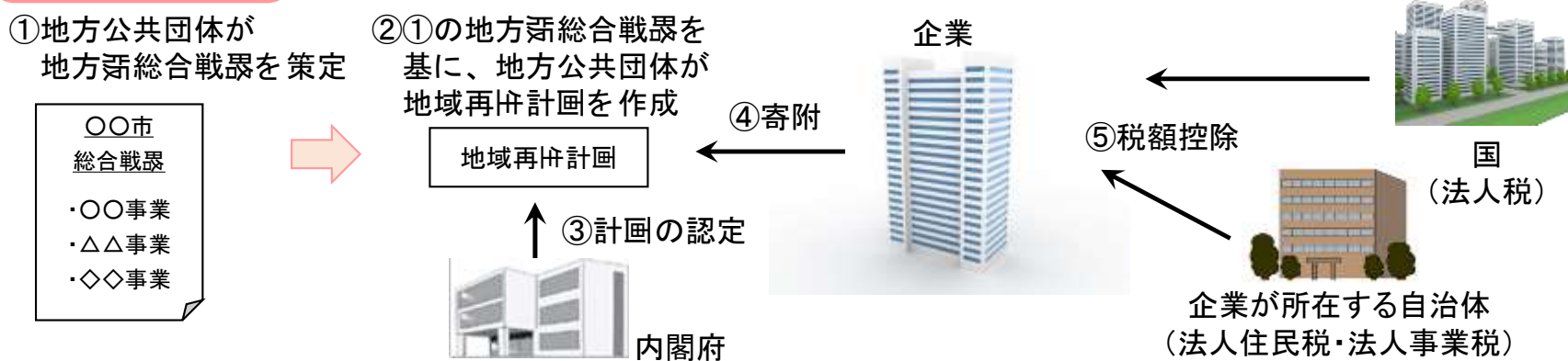


- 例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
  - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
  - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

- ・企業版ふるさと納税とは企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度のこと。
- ・寄附額10万円から可能
- ・自社の本社が所在する自治体への寄付や、財政力の高い自治体（地方交付税の不交付自治体など）への寄付が本制度の対象外

※控除金額については、各社でご確認ください。

#### 活用の流れ



<2019年度において対象外となる地方公共団体>  
 ◎東京都 ◎茨城県守谷市 ◎埼玉県戸田市、和光市、八潮市、三芳町 ◎千葉縣市川市、浦安市、印西市 ◎東京都 23 特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市、瑞穂町 ◎神奈川県川崎市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、寒川町、中井町、愛川町

◆ 地域再創計画の認定を受けた地方公共団体の数: 45道府県655市町村(令和2年度第1回認定後)

※内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税活用事例集」より引用

# 2021年度：秋田県男鹿市、 島根県浜田市で実施

- 国土地図(株)、日本ミクニヤ(株)が支店等の縁でご寄付
- 市の福祉避難所へ給電器、ラップポイントイレ等の物資を購入
- 男鹿市では、福祉避難所開設訓練を実施



# 福祉避難所開設訓練

秋田県男鹿市 2022年3月25日 写真提供：秋田魁新報社





# 福祉避難所の充実に向けて (一社) 福祉防災コミュニティ協会

- 2022年度、消防防災科学センターの委託により7県で福祉避難所マニュアル作成研修を実施
- 実践的な福祉避難所開設・運営マニュアルをHPで無償公開
- 企業版ふるさと納税で福祉避難所訓練を数自治体で実施

# 福祉避難所マニュアル（受付の抜粋）

## (4)受付開始

受付は、避難者と福祉施設職員の初めての出会いの場です。避難者は大きな不安を抱えながら来ていますので、落ち着いて対応することが大切です。

□ 一般避難者には原則として小中学校などの避難所に行くように要請します。

（一時的な滞在を許可する場合があります。）

□ 避難者カード【3. 2. (2)避難者カード】による受付を行います。

□ 多数の避難者がいるときや受付スタッフが少ないときは、名前を聞き取って吊り下げ名札にカタカナで名前を書いて、首にかけてもらいます。

※ 避難者に「避難者カード」を記載してもらいますが、難しい場合は施設職員が聞き取りをしながら記入します。

※ 名簿作成時には、特別な食事への配慮（アレルギーがある、乳幼児でミルクや離乳食が必要など）、医療的な配慮・介助が必要か否か、持病、障がい、どんな薬を飲んでいるか可能な限り申告してもらいます。

※ 避難者の安否照会、食料や物資の数量は、避難者名簿の避難者数をもとに行うので、非常に重要です。

※ 福祉避難所の専有面積は、一坪（3.3㎡）あたり1名のため、「毛布の幅」を目安に1名の占有場所とします。家族等同行者用スペースにも配慮します。なお、コロナ禍等感染症流行期においては4㎡以上を目安とします。

避難者カード

福祉避難所名

フリガナ					
氏名				介護の必要	有 ・ 無 (詳細は、備考欄にお書き ください。)
性別	男 ・ 女	年齢			
住所					
家族等の 連絡先	氏名	住所			
	電話番号				
備考	※配慮が必要な場合、体調不良の場合、病院の薬を服薬中の場合等は具体的に記入してください。				
	※その他				

# スフィア ハンドブック

人道憲章と人道支援における  
最低基準

 Sphere  
2018



# スフィア基準とは？

## 根幹にある2つの信念

- 災害や紛争の影響を受ける人々は**尊厳**をもって人生をおくる権利があり、従って**援助を受ける権利**がある。
- 災害や紛争から生じる苦痛を和らげるために**実行可能なあらゆる手段**が尽くされるべきである。



# 災害救助法の目的は今でも正しいか？

## 【災害救助法】（1947年施行）

### （目的）

**第一条** この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、**国が**地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、**災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の**保護と社会の秩序の保全**を図ることを目的とする

⇒たとえば、「被災者が**尊厳**にふさわしい生活を営むことができるように、できる限りの手段を講じる」という趣旨に変えてはどうか。

# 災害対策基本法の目的

は今でも正しいか？

【災害対策基本法】（1962年施行）

国土及び国民の**生命、身体及び財産**を災害から保護する

※ ジョン・ロックの**基本的**人権は  
**生命、自由、財産**

⇒「自由」を「身体」と言い換え？

# 近年の基本的人権は尊厳がキーワード

## 【児童の権利条約（1990年発効）】

児童が・・・特に平和、**尊厳**、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられる

## 【介護保険法（2000年施行）】

（要介護等）の者が**尊厳**を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む

## 【障害者総合支援法（2013年施行）】

（障害者及び障害児が・・・）**尊厳**にふさわしい日常生活又は社会生活を営む

# 災害対策基本法の目的を 「身体」から「尊厳」に変えよう！

- ・高齢者の逃げ遅れ・関連死が多い
- ・障がい児者が安心して避難できない
- ・授乳時には人にジロジロ見られる

これらは人の**尊厳**を守っていますか？

**尊厳**が守られなければ命も危ない！

※2021年3月 戸田市防災基本条例

「市民の生命、尊厳及び財産を守る」



